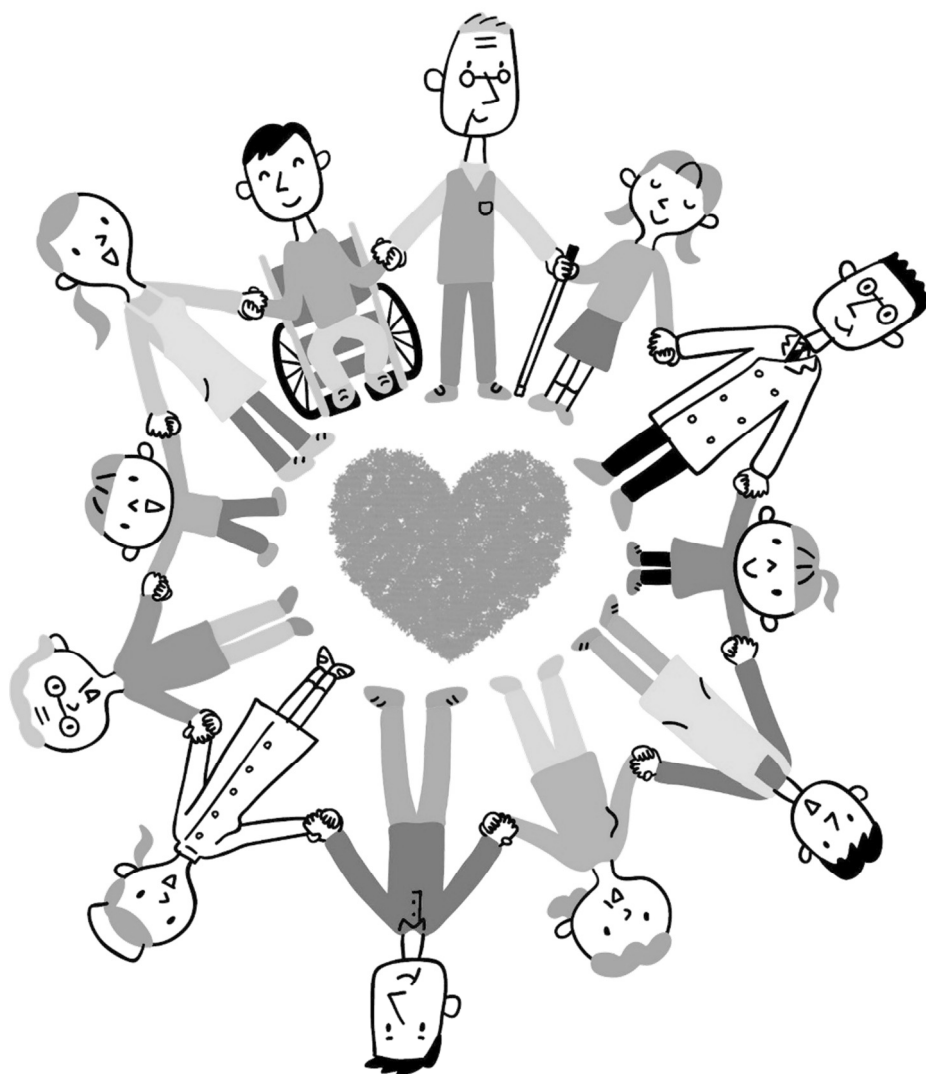


刈谷市自殺対策計画

【2019 年度～2023 年度】



はじめに

2006（平成 18）年に自殺対策基本法が制定されて以降、自殺は個人の問題から社会の問題であるとの認識のもと、さまざまな対策が講じられ自殺者数は減少傾向にあります。依然として、毎年多くの尊い命が失われています。その背景には、社会的な問題が複雑に関与していることから、さまざまな分野の総合的な取り組みが必要です。



こうした中、2016（平成 28）年 4 月に自殺対策基本法が改正され、さらなる自殺対策の強化と、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として実施することを基本に、地方自治体に自殺対策計画の策定が義務付けられました。

本市では、市民の皆さまがさまざまな困難に直面した場合に、一人で抱えこむのではなく、みんなで支え合い、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、刈谷市自殺対策計画を策定いたしました。

今後はこの新たな計画に基づき、市民、地域、学校、関係機関、行政が連携して自殺対策に取り組んでまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました刈谷市自殺対策計画策定委員会の委員の皆さまをはじめ、アンケート調査にご協力いただきました団体、市民の皆さまに心から感謝申し上げます。

2019（平成 31）年 3 月

刈谷市長 竹 中 良 則

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の期間	1
3 計画の位置づけ	2
4 計画策定に向けた体制	3
第2章 刈谷市における自殺対策の現状と課題	4
1 統計からみる自殺の現状	4
2 意識調査等からみえる現状	14
3 関係団体等アンケート調査からみえる現状	15
4 現状からみた自殺対策における課題	18
第3章 計画の基本的な考え方	20
1 計画の基本理念	20
2 基本目標	20
3 計画の方針と構成	21-22
第4章 施策の展開	23
《基本施策》	23
1 地域におけるネットワークの強化	23
2 自殺対策を支える人材の育成	25
3 市民への啓発と周知	26
4 生きることの促進要因への支援	28
5 児童生徒への教育	33
《重点施策》	35
1 働く世代への支援	35
2 高齢者への支援	37
3 生活困窮者への支援	39
◇数値目標について	40
第5章 推進体制	41
1 推進体制の整備	41
2 推進の進捗管理	41
資料編	42
1 その他統計	42
2 計画の策定経過	51
3 策定委員会について	52
4 用語解説	54

